

紹介基本契約書

〇〇〇(以下「甲」という。)及びRePath株式会社（以下「乙」という。）は乙が甲に対して求職者を紹介することについて、以下のとおり契約する。

第1条（求職者の紹介と内定）

- 甲は、乙に対し、乙が求職者を検索するために必要な情報を求人条件として提示する。
- 乙は、甲に対し、甲から提示された求人条件に該当すると思わしき求職者のうち、甲に応募する意思を有する求職者を紹介する。
- 甲は、乙に提示した求人条件及び甲が広く開示・公開した情報等について、乙が、求職者を募集する目的で、乙の運営するWebサイト又は乙が適切と判断するインターネット上の求人サイト、求人検索エンジンその他の求人媒体において開示・公開することに予め同意する。ただし、甲が事前に開示・公開を希望しない旨を明示した場合を除く。
- 甲は、求職者が提出する履歴書の内容、求職者との面接結果等を踏まえて、甲の責任と判断において、求職者を選考し、その採用の可否を決定する。
- 甲は、求職者が提出する履歴書は当該求職者の責任において作成されたものであることを了解し、求職者の履歴書の内容、並びに求職者の能力、技能その他甲における業務への適合性を、当該求職者の採用面接において甲の責任のもと直接確認し、判断する。
- 甲は、乙が紹介した求職者の採用を決定した場合は、当該求職者に交付する労働条件明示書又はこれに代わる書面(以下「労働条件明示書等」という。)を、書面交付、FAX送信、メール添付、その他甲乙間で合意した方法により、乙に対して交付する。なお、甲の乙に対する労働条件明示書等の交付をもって、甲は当該求職者の採用を決定したものとみなす。
- 乙は、甲から交付を受けた労働条件明示書等を求職者に送付し、求職者からこれを受諾する旨の返答を受けた場合は、乙から甲に対してその旨を伝達するものとし、当該伝達の時点をもって、当該求職者の採用内定とする。
- 求職者の採用内定後に、甲がこれを取り消す場合(内定取消に法的理由がある場合を除く。)は、甲は、乙に対して、**次条に定める紹介手数料の100%相当額**を支払う。
- 乙は、紹介による雇用契約の成立を保証するものではなく、求職者が入社前に内定を辞退した場合でも一切の責任を負わず、また、求職者の資質や能力、採用後の勤務状況等についても一切の責任を負わない。

第2条（紹介手数料）

- 乙が甲に紹介した求職者が甲における勤務を開始した場合は、甲は、乙に対して、別段の合意がない限り入社日の翌月末を支払期限として、次項に定める額の紹介手数料を、乙が指定する口座に全額を振り込む方法により支払う(振込手数料は甲の負担とする)。
- 紹介手数料の額は、甲乙双方が記名押印する書面合意がない限り、**想定年収額の30%相当額(消費税別)**とし、想定年収額は勤務態様の別に応じて以下のとおり算定する。ただし、**算定金額が150万円を下回る場合は、紹介手数料の下限は150万円(消費税別)とする。**
 - 常勤職員の想定年収額は、基本給に一切の諸手当(名目の如何を問わない。通勤手当を除く。)を加算した金額の12か月分に、前年度支給実績に基づく想定賞与額を加算した額とする。ただし、年俸制の場合は年俸額とする。
 - 非常勤職員の想定年収額は、時間給相当額に週当たりの想定勤務時間に乗じた金額の52週分に、一切の諸手当(名目の如何を問わない。通勤手当を除く。)を加算した金額の12か月分、及び前年度支給実績に基づく想定賞与額を加算した額とする。
 - 入社時点では非常勤職員で、常勤職員となることが予定されている場合、又は入社後に常勤職員となった場合でも、想定年収は上記②に基づいて算定する。

第3条（早期退職による返金・減額）

- 乙が甲に紹介した求職者が、入社後90日以内に、自己都合により退職(甲の退職勧奨による場合を除く。))し、又は懲戒解雇された場合は、退職までの期間に応じ、乙は甲に対して、以下に定める金額について、受領済みの紹介手数料から返還し、又は請求する紹介手数料を減額する。

入社日から退職日までの期間	返金・減額する紹介手数料の割合
7日以内	100%
7日超 30日以内	40%
30日超 60日以内	20%
60日超 90日以内	10%

- 前項に基づき甲が乙に返金・減額を請求する場合、甲は求職者の退職日から7日以内にその事実を乙へ連絡するものとする。その際、甲は求職者が退職した事実を客観的に示す書類(退職届等)を乙に提供するものとする。

第4条（直接交渉・直接雇用の禁止と違約金）

- 甲は、乙が紹介した求職者との間で、雇用についての直接交渉(乙を介さずに、直接、又はハローワーク等乙以外を経由して、当該求職者を採用することの打診、提案又は協議をいう。)をしてはならない。ただし、乙による当該求職者の紹介後1年間が経過した後は、この限りでない。
- 甲は、乙による求職者の紹介後1年間が経過するまでの間は、第1条第3項及び第4項以外の方法によって、当該求職者を、甲若しくはその関係法人で雇用してはならず、かつ、これら以外での雇用の斡旋をしてはならない。
- 甲が、前各項のいずれかに違反した場合、又は、不正な手段により紹介手数料の支払を免れ、若しくはその返金・減額を受けるための行為をし、若しくはしようとした場合は、甲は、乙に対して、違約金として、**当該求職者の想定年収額(第2条第2項各号。紹介手数料相当額ではなく、想定年収額である。))に相当する金額、又は金300万円のいずれか高いほうの額**を、直ちに支払う。

第5条（秘密情報及び個人情報の取扱い）

- 甲及び乙は、本契約に関連して相手方から開示又は提供されたアイデア、ノウハウ、技術情報、営業情報その他の情報(以下「秘密情報」という。)を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示、提供又は漏洩してはならず、また、本契約の締結及び履行の目的以外で使用してはならない。
- 本契約における個人情報とは、個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法」という。)第2条第1項に定義される個人情報をいう。
- 甲及び乙は、個人情報につき、本契約及び付随する契約等、個人情報保護法、その他の法令並びにそのガイドライン等(個人情報保護法に関連する施行令、施行規則、ガイドライン、その他個人情報保護委員会が公開する規則等を含むがこれに限らない)にしたがって取り扱う。

- 前項に定める他、甲及び乙は、相手方から受領した個人情報を、公知の有無を問わず本契約にいう秘密情報として扱うものとする。
- 前各項に関わらず、乙は、乙の親会社のサービスの紹介及びグループ統制上の監査対応等の目的のために、秘密情報(本契約の存在及び内容を含む)を親会社に開示・提供できるものとし、乙の親会社は、当該目的の範囲内でこれを利用できるものとする。

第6条（商標利用等）

甲は、乙に対し、乙が甲の紹介を行うために、甲に権利が帰属する著作物や商標等(広告・情報・記事・写真・イラスト・ロゴ等)の使用を求めた場合、その目的の範囲に限り、当該著作物や商標等を無償にて使用させるものとする。

第7条（遅延損害金）

甲が、紹介手数料又は違約金の支払を遅延した場合、甲は、乙に対し、支払期日から支払い完了に至るまで、年14.6%(365日割計算)の割合による遅延損害金を負担するものとする。

第8条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約につき自己の責めに帰すべき事由により相手方に損害を生じさせた場合、現実には生じた通常生ずべき損害(弁護士費用及び予見可能性の有無にかかわらず、特別の事情によって生じた損害や逸失利益を除く)について賠償する責任を負う。

第9条（有効期間）

本契約は、末尾記載の契約締結日に関わらず、乙による初回の求職者紹介日から遡及して効力を生じ、1年間有効なものとする。但し、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも書面による異議がない限り、同一の条件で1年間更新され、以後も同様とする。なお、本契約終了後も、第3条乃至第5条、第7条、第8条、第11条及び第12条の定めは5年間残存して効力を有する。

第10条（反社会的勢力の排除）

- 甲及び乙は、本契約及びその他名称の如何を問わず甲乙間における取引関係の成立に先立ち、自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過していない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下「反社会的勢力」という。)に該当せず、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - 自己の役員等(取締役、執行役、業務を執行する社員及びこれらに準ずる者をいう。)その他経営に実質的に関与している者が反社会的勢力に該当し、若しくはこれらの者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - 反社会的勢力との間で、資金の提供、取引関係、その他便宜を図る関係を有すること
 - 前各号の他、役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力との間で社会的に非難されるべき関係を有すること
- 前項に付随して、甲及び乙は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行ってはならない。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - その他、前各号に準ずる行為
- 甲又は乙が前各項に反することが明らかとなった場合、相手方当事者は、催告その他何らの手続きを要することなく、本契約及び甲乙間の一切の契約の全部又は一部を解除することができる。
- 前項に基づく解除が行われた場合、解除した当事者からの損害賠償請求に限り妨げられないものとする。また、本条違反によって生じた損害については、甲乙間における損害賠償範囲にかかる制限を適用しないものとする。
- 本条1項及び2項に違反した当事者に損害が生じても、相手方はこれを賠償する責を負わない。

第11条（合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の係争は、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じた場合、甲乙誠実に協議し解決を図る。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。なお、電磁的な方法にて契約締結を行う場合は、本契約締結の証として本書の電子ファイルを作成し、各自社内規程等に基づき自社に有効に効果帰属することを確認のうえ電子署名を行い、その電磁的記録を保管する。その場合、電磁的記録である電子契約ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

年 月 日

甲

乙 東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目30番8号 ダヴィンチ千駄ヶ谷403
RePath株式会社(有料職業紹介事業 13-ユ-317835)
代表取締役 柴田旬也